各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課 文 部 科 学 大 臣 所 轄 各 学 校 法 人 担 当 課 大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認当課 要 け た 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課 程 立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課 厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 文部科学省初等中等教育局健康教育·食育課 文部科学省高等教育局高等教育企画課

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの改正について

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)の施行に関する事項について、「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの送付について」(平成31年4月26日付け事務連絡)により示したところです。

今般、厚生労働省においてQ&Aが改正され、令和元年6月28日付け事務連絡で厚生 労働省健康局・健康課から、別紙のとおり周知依頼がありました。

ついては、第一種施設については、令和元年7月1日に施行されたところですが、改正されたQ&Aの内容を十分御了知いただくとともに適切に御対応いただきますようお願いします。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校(専修学校・各種学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、各国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課及び

大学を設置する各学校設置会社担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課におかれては所管の学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、周知されるようお願いします。

## 【本件問い合わせ先】

(全般について)

○初等中等教育局健康教育・食育課がん教育推進係03-5253-4111(内線 2918)

○厚生労働省健康局健康課 03-5253-1111(代表)

(専修学校・各種学校について)

○総合教育政策局 生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係 03-5253-4111(内線 2939)

(大学・高等専門学校について)

○高等教育局 高等教育企画課法規係 03-5253-4111(内線 2482)